

平成28年12月12日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、下記のとおり産業廃棄物処分業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者(産業廃棄物収集運搬業)
大分県大分市大字三佐979番地の1
マコトリース株式会社
代表取締役 在津 満
- 2 処分日
平成28年12月12日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
上記処分業者は、役員が法第14条第5項第2号ニに該当し、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハに該当し、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するため。

[問い合わせ先]

生活環境部廃棄物対策課

産業廃棄物監視指導班

担当 : 主幹 笠木 文明

主任 久保崎 範行

電話番号 : 097-506-3134・3129